

「警戒領域」での感染防止対策

感染再拡大の防止に向け 県民・事業者の皆様へのメッセージ

愛知県では、9月30日の緊急事態宣言の解除後、感染の再拡大を確実に防止し、第5波を終息させるため、10月1日から本県独自の「嚴重警戒宣言」による「嚴重警戒措置」を実施し、オール愛知で感染防止対策に取り組んでまいりました。

この結果、新規陽性者数は減少を続け、7日間平均値で、10月10日には50人を下回るステージⅠとなり、入院患者数も、7日間平均値で10月8日にステージⅠとなりました。

このため、10月17日をもって「嚴重警戒宣言」及び「嚴重警戒措置」を解除することとします。

この間、ご協力をいただいた、全ての県民の皆様、事業者の皆様、医療関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

一方で、新規陽性者の発生など、感染症のリスクは依然として続いているため、今後も社会経済活動とのバランスをとりながら、感染拡大の防止に取り組んでいくことが不可欠であります。

県民・事業者の皆様には引き続き、「警戒領域」での基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

また、ワクチン接種につきましても、1日でも早く、1人でも多くの方に受けていただけるよう、引き続き全力で取り組んでまいります。

今後も、感染状況に応じ必要な対策を適時適切に講じてまいりますので、オール愛知一丸となって、安心な日常生活と活力ある社会経済活動を取り戻していくことができるよう、ご理解とご協力をお願いします。

- 1 実施区域 愛知県全域
- 2 実施期間 10月18日（月）～
- 3 要請事項 別紙『「警戒領域」での感染防止対策』にご協力をお願いします。

2021年10月14日
愛知県知事 大村 秀 章

「警戒領域」での感染防止対策

感染再拡大の防止に向け 県民・事業者の皆様へのお願い

実施区域：愛知県全域

実施期間：2021年10月18日(月)～

全般的な方針

- 感染の再拡大を防止するため、対策の解除については段階的に行い、必要な対策を継続します。
- 国の基本的対処方針を踏まえ、基本的感染防止対策の徹底、テレワークの推進、イベント開催制限等の取組を推進します。

I. 県民の皆様へのお願い

① 外出の注意点

- 外出する場合は、家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

② 県をまたぐ移動の注意点

- 帰省や旅行・出張など県をまたぐ移動に際しては、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、ワクチン接種を完了していない等リスクの高い方は、PCR 等検査を受けていただくことをお勧めします。

③ 高齢者等への感染拡大の防止

- 重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦の皆さんが感染しないよう、人と人の距離の確保やマスク着用など、基本的な感染防止対策の徹底などの配慮をお願いします。
- これらの方々も、感染リスクの高い施設の利用を避けてください。

④ 基本的な感染防止対策の徹底

- 「感染しない、感染させない」を徹底してください。
- 大人数・長時間での会合は回避してください。「大声で騒ぐこと」は、飛まつ感染につながるため、やめていただくようお願いします。
- 会食・飲食する際は、同居家族以外は「いつも近くにいる4人まで」、飲食する時だけマスクを外し、会話の際には「マスク会食」を徹底してください。

- 「ニューあいちスタンダード認証店(以下「あいスタ認証店」という。)や「安全・安心宣言施設」のステッカー掲載店で、感染防止対策が徹底されている店を利用してください。
- ワクチン接種を終えた方も含めて、日頃から、「三つの密」が発生する場所を避け、必要な外出は短時間とし、別図1「感染リスクが高まる5つの場面」では、マスクの着用、手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控えてください。
- 適切な温度・湿度等を保ちつつ、十分な換気を行ってください。
- 発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置された「受診・相談センター」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診してください。
- 接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげてください。

Ⅱ. 事業者の皆様へのお願い

⑤ 飲食店等に対する協力要請

- 引き続き、これまでと同様の感染防止対策の徹底をお願いします。
 - (1) 従業員への検査勧奨
 - (2) 入場者の感染防止のための整理・誘導
 - (3) 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
 - (4) 手指の消毒設備の設置
 - (5) 事業を行う場所の消毒
 - (6) 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
 - (7) 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場を含む)
 - (8) 施設の換気
 - (9) アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保

⑥ 業種別ガイドラインの遵守等

- 飲食店では、二酸化炭素濃度測定器を使った店内の換気状態の確認や、会話の声が大きくなりすぎないようにBGMの音量を最小限にするなど、別表1の対策をお願いします。
- 全ての施設で、感染防止対策を自己点検の上、業種別ガイドラインや県の感染

防止対策リストの遵守の徹底を強くお願いします。

- 特に、高齢者の方が多く利用する施設等では、「高齢者を守る8つのポイント」を遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。さらに、高齢者入所施設等においては集団感染を防ぐため、施設職員を対象とするスクリーニング検査の積極的な受検をお願いします。

- 事業者は、「あいスタ認証店」や「安全・安心宣言施設」のステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けてください。

⑦ テレワークの推進等

- 事業者は、接触機会の低減に向け、休暇取得の促進やテレワーク、ローテーション勤務の推進をお願いします。また、テレワークの活用等による出勤者数削減の実施状況を自ら積極的に公表し、取組を推進するようお願いします。

- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化など、通勤・在勤時の「三つの密」を防ぐ取組の徹底をお願いします。

⑧ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

- 職場・寮での手指消毒、マスク着用、職員同士の距離確保、換気の励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動などの感染防止対策を徹底してください。

- 特に、休憩室、更衣室、喫煙室等、職場での「居場所の切り替わり」に注意するよう周知してください。

- 従業員に、基本的な感染防止対策の徹底を呼び掛けていただくようお願いします。

Ⅲ. その他のお願い

⑨ イベントの開催制限等

ア. 事業者におけるイベントの開催制限

- 事業者に対する、法第24条第9項に基づくイベントの開催制限は、別表2の基準に制限するとともに、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底をお願いします。
- あわせて、参加者に対するイベント前後の「三つの密」を回避するための方策の徹底をお願いします。

イ. 参加者へのお願い

- イベントに参加する場合は、人との距離確保、マスク着用、大声で会話や過度

な飲酒を控えるなど、感染防止対策を徹底し、対策がとれない場合は、参加を自粛してください。

※特に、大規模な催物を開催する際には、事業者は、人数上限やエリア内の行動管理など、適切な感染防止対策を徹底するとともに、参加者は、自覚をもって、感染防止対策を自ら徹底するようお願いします。

⑩ 行事等での対策

○多数の人が集まる行事については、人と人の距離の確保・マスクの着用・手指衛生・大声での会話の自粛など、「基本的な感染防止対策」の徹底をお願いします。

⑪ 学校等での対応

○感染の再拡大を防止するため、学校においては、健康観察の徹底(体調不良の際は登校させない)、手洗い・換気・マスク着用、オンライン学習の活用、食事での会話禁止(会話は食事後にマスクを着けてから)等の感染防止対策を徹底して、教育活動の継続をお願いします。

○特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるようお願いします。

○寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底をお願いします。

○家庭においても、規則正しい生活習慣の徹底(体調不良の際は登校しない・させない)をお願いします。

○修学旅行等の校外行事は、旅行先の感染状況を確認し、必要に応じて目的地や内容を見直すなど感染防止対策を徹底した上で適切に実施するようお願いします。

IV. 県の取組

○災害医療の専門家で構成する医療体制緊急確保チームを中心に、県内全ての医療機関と協力し、引き続き、検査体制及び医療提供体制の更なる強化と維持に全力をあげます。

○体調が悪化した自宅療養者等が速やかに必要な医療が受けられる体制を確保します。

○新型コロナワクチン接種については、市町村の集団接種・個別接種に加え、県の大規模集団接種、企業等の職域接種などにより、若い世代や現役世代、妊産婦を含め多くの方に接種を促進します。

○重症化リスクの高い高齢者施設等の入所者を守り、施設内感染を防ぐため、県内

全域で、高齢者施設等職員へのスクリーニング検査を実施します。

- 再度の感染拡大の予兆や感染源を早期に探知するため、国に協力し、PCR検査等(モニタリング検査)の円滑な実施に努めます。
- 感染防止対策の継続により影響を受ける県民・事業者の皆様に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努めるとともに、相談体制として、「別表3」の相談窓口やコールセンターにより、様々な問合せや相談に対応します。
- 飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及に取り組みます。また、「あいスタ認証店」には、CO₂モニター等の感染防止対策に必要な資機材を配付します。**
- 県機関においても、テレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を進めます。
- 感染防止対策の実施に際しては、国、医療機関、市町村等関係機関、団体はもとより、岐阜県・三重県と連携して取組を進めます。

別図1 感染リスクが高まる「5つの場面」

場面1 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が興奮すると同時に注意力が低下する。また、感覚が鈍麻し、「大きな声になりやすい」。
- 特に飲食などで促されている狭い空間に長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、おしぼりや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面2 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはいご道では、恒常的な食事と比べて感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり気持が和みやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面3 マスクなしでの会話

- マスクなしで近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクド接触感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、無料ラオクなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の中でも注意が必要。



場面4 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり密接空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面5 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気のゆるみや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



(出典)新型コロナウイルス感染症対策分科会資料

別表1

緊急事態宣言解除後地域における当面の間の飲食業の在り方

I. 【店内換気】二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（目安1,000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整する。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もありうる。

II. 【人数】1グループは同居家族以外ではいつも近くにいる4人までとする。

III. 【間隔確保】①同一グループ内の人と人との間隔、及び、②他のグループとのテーブル間の距離、を一定以上（目安1～2m）に確保する。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）等を設置するなど工夫する。

IV. 【大声】店内で会話の声が大きくなりすぎないようにBGMの音量を最小限にするなど工夫する。

V. 【その他】①席の近くに消毒液を設置。②店舗入口等の掲示にて食事中以外のマスク着用及び体調不良者の入店お断りをお願い。③体調の悪い人がキャンセルできるような方針を業界団体で検討。

（出典）2021年2月25日新型コロナウイルス感染症対策分科会資料

別表2 イベントの開催制限

	収容率※4	人数上限※4	営業時間短縮
緊急事態措置区域	50%	5,000人	21時まで
まん延防止等重点措置		（まん延防止等重点措置の都道府県） 5,000人	
緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置解除後の 経過措置 （10月30日まで）	大声なし※1 100%以内 大声あり※2 50%以内	5,000人 又は 収容定員50%以内（≦10,000人） のいずれか大きい方 注：大規模施設の実証調査を実施。実証開始前10,000人 →実証時20,000人に緩和。	なし
その他都道府県※3		5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方	なし

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合。この判断は、実態に照らして、個別具体的に判断。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能となる。

※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）。

※4 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。

※催物開催に当たっては、別紙「イベントの開催時の必要な感染防止策」に留意すること。

イベント開催時の必要な感染防止策①

(1) 徹底した感染防止等 (収容率50%を超える催物を開催するための前提)		
①	適切なマスク着用徹底	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行う *隣席の者との日常会話程度は可(マスクの着用が前提) *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保(最低2m)
(2) 基本的な感染防止等		
③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行(ガイドラインで定める) *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと(例:スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等) *大音量のBGMは大声での会話を誘発する可能性があるため、BGMの音量を上げすぎないように留意する
④	手洗の徹底	・こまめな手洗の徹底を促す
⑤	消毒	・主催者側による施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等)のこまめな消毒、消毒液の設置及び手指消毒を促すこと
⑥	換気	・法令を遵守した空調設備の設置による常時換気、こまめな換気(1時間に2回以上、1回に5分間以上。または室温が下がらない範囲での常時窓開け) ・乾燥する場面では湿度40%以上を目安に加湿
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避(時間差入退場等)、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間(5名以内に限定。)では座席を空けず、グループ間は1席(立席の場合1m)空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔(最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔)

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)		
⑨	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛 ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外(例:観客席等)は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事が可。)
⑩	参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪	参加者の把握	・座席指定、動線確保などの適切な行動管理 ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ(COCCOA)のダウンロード推奨や各店舗における各地域通知サービスの登録・利用者のQRコード読取奨励(アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入)
⑫	演者の行動管理	・有症状者は出演・練習を控える。体調が悪いときは医療機関等に適切に相談 ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により交通機関・飲食店等の分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表
(3) イベント開催の共通の前提		
⑮	入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯	地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安(人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう)を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

別表3 新型コロナウイルス感染症関連の主な相談窓口

① 新型コロナウイルス感染症に関する各種相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県・新型コロナウイルス感染症 「県民相談総合窓口」(コールセンター)	052-954-7453	午前9時～午後5時 (土・日・祝日を含む毎日)	
愛知県感染防止対策協力金専用(飲食店営業時間短縮 要請枠・カラオケ設備利用自粛要請枠)コールセンター	052-228-7310	午前9時～午後5時 (土・日・祝日を含む毎日)	愛知県感染防止対策協力金(飲食店営業時間短縮要請枠・ カラオケ設備利用自粛要請枠)に関する事
愛知県感染防止対策協力金専用(大規模施設等営業 時間短縮要請枠)コールセンター	0120-263-225 (フリーダイヤル)	午前9時～午後5時 (土・日・祝日を含む毎日)	愛知県感染防止対策協力金(大規模施設等営業時間短縮 要請枠)に関する事
愛知県中小企業者等応援援金専用コールセンター	0120-100-476 (フリーダイヤル)	午前9時～午後5時 (土・日・祝日を含む毎日)	愛知県中小企業者等応援援金に関する事
あいスタ認証コールセンター	052-977-3655	午前10時～午後5時 (土・日・祝日を含む毎日)	あいスタ認証の申請手続き、審査基準に関する事

② 新型コロナワクチンに関する電話相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター	0120-761770 (フリーダイヤル)	午前9時～午後9時 (土・日・祝日も実施)	

③ 中小・小規模企業総合相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
産業政策課	052-954-6330	平日 午前8時45分～午後5時30分	中小・小規模企業対策全体
中小企業金融課	052-954-6333		中小・小規模企業金融支援策
産業人材育成課	052-954-6365		中小・小規模企業人材支援策
産業人材育成支援センター	052-954-6717		
尾張県民事務所産業労働課	052-961-7211(代表)		中小・小規模企業対策全体
海部県民事務所産業労働課	0567-24-2111(代表)		
知多県民事務所産業労働課	0569-21-8111(代表)		
西三河県民事務所産業労働課	0564-23-1211(代表)		
豊田加茂産業労働・山村振興グループ	0565-32-7498		
東三河総局企画調整部産業労働課	0532-54-5111(代表)		中小・小規模企業技術指導
新城設楽振興事務所山村振興課産業労働グループ	0536-23-2111(代表)		
あいち産業科学技術総合センター	0561-76-8301		
産業技術センター	0566-24-1841		
常滑窯業試験場	0569-35-5151		
三河窯業試験場	0566-41-0410		
瀬戸窯業試験場	0561-21-2116		
食品工業技術センター	052-325-8091		
尾張繊維技術センター	0586-45-7871		
三河繊維技術センター	0533-59-7333		
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3071		中小・小規模企業対策全体
愛知県信用保証協会		各相談窓口の業務時間内	中小・小規模企業金融支援策
総合相談窓口	0120-454-754		
西三河支店	0564-25-2430		
東三河支店	0532-57-5611		
愛知県中小企業団体中央会	052-485-6811		中小・小規模企業対策全体
各商工会議所及び各商工会	-		中小・小規模企業対策全体

④ 児童福祉施設及び障害者福祉サービス施設・事業所等に対する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
(公社)愛知県看護協会	090-1563-6688	平日 午前9時～午後5時	来所相談は要予約

⑤ 学校に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
義務教育課 教科指導・人権教育グループ	052-954-6799	平日 午前8時45分～午後5時30分	小・中学校、義務教育学校関係
高等学校教育課 教科・定通指導グループ	052-954-6787	平日 午前8時45分～午後5時30分	高等学校関係
特別支援教育課 指導グループ	052-954-6798	平日 午前8時45分～午後5時30分	特別支援学校関係
保健体育課 振興・保健グループ	052-954-6793	平日 午前8時45分～午後5時30分	学校保健、運動部活動、給食関係

⑥ 感染が不安な方や健康に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考（取扱内容・所管区域等）
診療・検査医療機関（公表の了承の得られた医療機関）	https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/383633.pdf		

受診・相談センター

瀬戸保健所	0561-21-1699	平日 午前9時～午後5時30分	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2189		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-55-1699		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-400-2499		稲沢市、清須市、北名古屋、豊山町
津島保健所	0567-24-6999		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
半田保健所	0569-21-3342		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-1699		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-22-1699		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-54-1299		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-23-5999		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3177		豊川市、蒲郡市、田原市

夜間・休日の受診相談窓口

夜間・休日相談窓口	052-526-5887	平日夜間 午後5時30分～翌午前9時 土・日・祝日 24時間体制	
-----------	--------------	-------------------------------------	--

政令市・中核市にお住まいの方の相談窓口

名古屋保健所	052-249-3703	毎日 24時間体制	名古屋
豊橋保健所	0532-39-9119	毎日 24時間体制	豊橋市
岡崎保健所	0564-23-5074	平日 午前9時～午後5時	岡崎市
	052-856-0318	平日夜間 午後5時～翌午前9時 （コールセンター） 土・日・祝日 24時間体制	
一宮保健所	0586-52-3850	昼間（午前8時45分～午後5時）	一宮市
	052-856-0315	夜間（午後5時～翌午前8時45分）	
豊田保健所	0565-34-6586	平日 午前9時～午後5時	豊田市
	050-3615-6946	平日夜間 午後5時～翌午前9時 （コールセンター） 土・日・祝日 24時間体制	

かかりつけの診療所・病院が開いていないとき

愛知県救急医療情報センター	052-263-1133	毎日、24時間体制	名古屋地域
	0532-63-1133		豊橋地域
	0564-21-1133		岡崎地域
	0586-72-1133		一宮地域
	0561-82-1133		瀬戸地域
	0569-28-1133		半田地域
	0568-81-1133		春日井地域
	0567-26-1133		津島地域
	0566-36-1133		刈谷地域
	0565-34-1133		豊田地域
	0563-54-1133		西尾地域
	0562-33-1133		尾張横須賀地域
	0536-22-1133		新城地域
	0536-62-1133		設楽地域
	0531-23-1133		田原地域

一般相談窓口

瀬戸保健所	0561-82-2196	平日 午前9時～午後5時	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2188		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-56-2157		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-401-2100		稲沢市、清須市、北名古屋、豊山町
津島保健所	0567-26-4137		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
半田保健所	0569-21-3341		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-6211		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-21-4797		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-56-5241		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-22-2203		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3188		豊川市、蒲郡市、田原市

政令市・中核市にお住まいの方の一般相談窓口

千種保健センター	052-753-1982	平日 午前8時45分～午後5時15分	
東保健センター	052-934-1218		
北保健センター	052-917-6552		
西保健センター	052-523-4618		
中村保健センター	052-481-2295		
中保健センター	052-265-2262		
昭和保健センター	052-735-3964		
瑞穂保健センター	052-837-3264		
熱田保健センター	052-683-9683		
中川保健センター	052-363-4463		
港保健センター	052-651-6537		
南保健センター	052-614-2814		
守山保健センター	052-796-4623		
緑保健センター	052-891-3623		
名東保健センター	052-778-3114		
天白保健センター	052-807-3917		
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 午前9時～午後5時	
岡崎市保健所	0564-23-5074	毎日 午前9時～午後5時	
一宮市保健所	0586-52-3850	平日 午前8時30分～午後5時15分	
豊田市保健所	0565-34-6052	平日 午前9時～午後5時	

看護師による一般相談窓口(健康相談)

感染症対策局感染症対策課	052-954-6272	午前9時～午後5時30分 (土・日・祝日を含む毎日)	
--------------	--------------	-------------------------------	--

⑦ 相談窓口が分からない方への総合案内

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容等)
愛知県県民相談・情報センター	052-962-5100	平日 午前9時～午後5時15分	
西三河県民相談室	0564-27-0800	平日 午前9時～午後5時15分	
東三河県民相談室	0532-52-7337	平日 午前9時～午後5時15分	